

京都市上下水道局告示第1号

次の者については、指定下水道工事業者の指定の有効期間が、平成24年3月31日をもって満了しましたので、京都市指定下水道工事業者規程第31条第1項第3号の規定に基づき告示します。

平成24年4月2日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

- 1 京都市上京区中立売通六軒町西入三軒町65番地の1  
有限会社いまにし商店  
代表取締役 今西 幸弘
- 2 京都市左京区岩倉中在地町35-5  
カナメ設備  
上林 信孝
- 3 京都市山科区北花山大峰町9-2  
ダイワ設備  
武田 忠興
- 4 京都市山科区大宅御供田町237番地  
株式会社トレジャーホーム  
代表取締役 一ノ宮 和之

(上下水道局下水道部管理課)